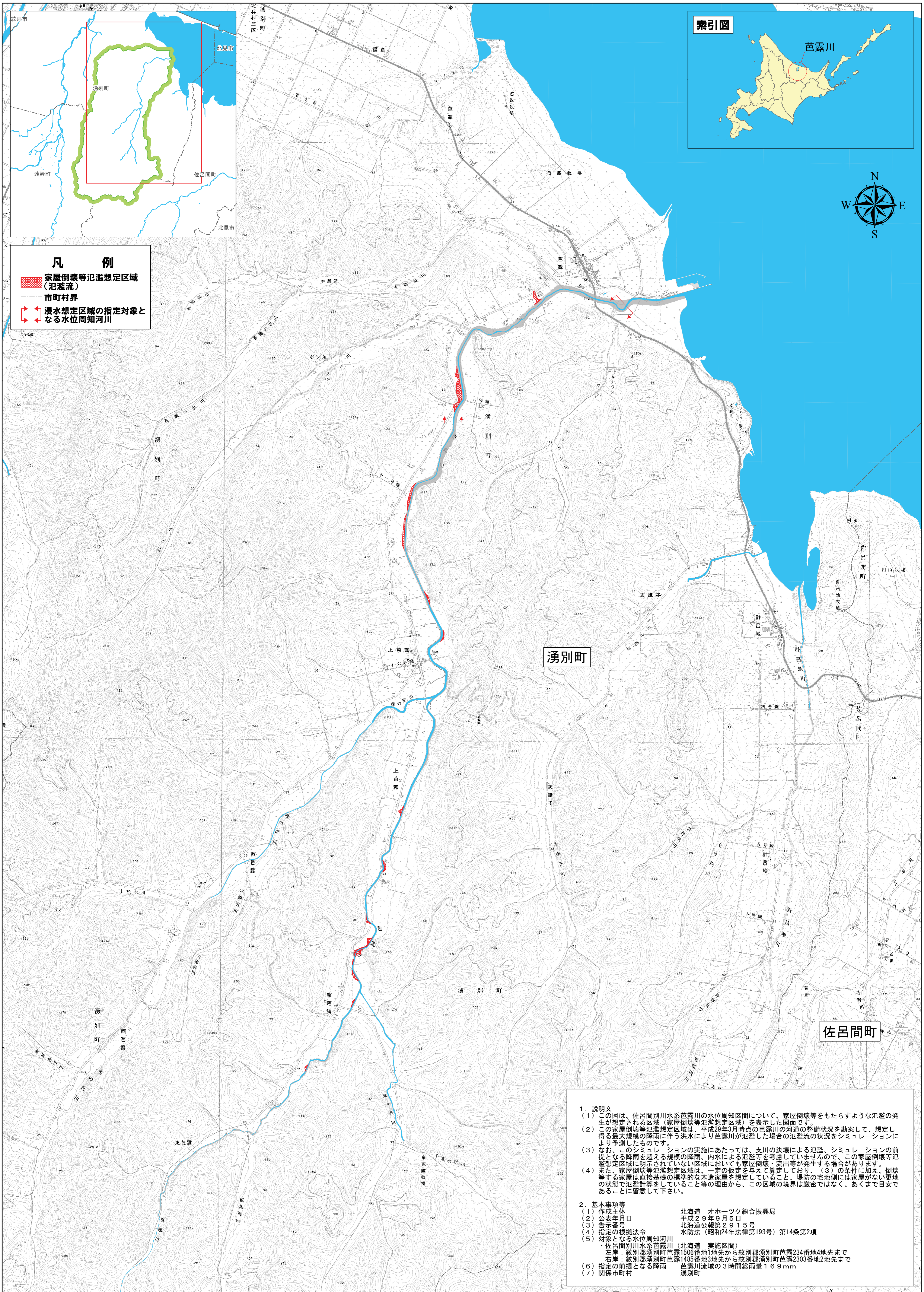


# 佐呂間別川水系芭露川 洪水浸水想定区域図 (家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流))

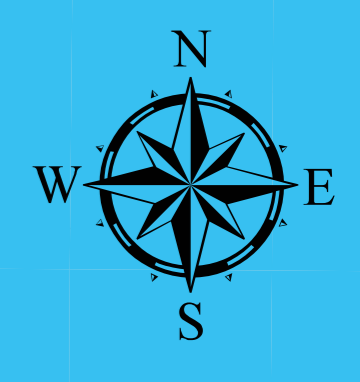


**凡 例**

■ 家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流)

--- 市町村界

↔ 浸水想定区域の指定対象となる水位周知河川



**1. 説明文**

(1) この図は、佐呂間別川水系芭露川の水位周知区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域 (家屋倒壊等氾濫想定区域) を表示した図面です。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、平成29年3月時点の芭露川の河道の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により芭露川が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨、内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に明示されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。

(4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を与えて算定しており、(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は直接基礎の標準的な木造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋がない更地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることを留意して下さい。

**2. 基本事項等**

(1) 作成主体 北海道 オホーツク総合振興局

(2) 公表年月日 平成29年9月5日

(3) 告示番号 北海道公報第2915号

(4) 指定の根拠法令 水防法 (昭和24年法律第193号) 第14条第2項

(5) 対象となる水位周知河川 佐呂間別川水系芭露川 (北海道 実施区間)  
 左岸: 紋別郡湧別町芭露1506番地1地先から紋別郡湧別町芭露234番地4地先まで  
 右岸: 紋別郡湧別町芭露1485番地3地先から紋別郡湧別町芭露2303番地2地先まで

(6) 指定の前提となる降雨 芭露川流域の3時間総雨量16.9mm

(7) 関係市町村 湧別町

0 1 2 3 4 5  
1:25,000  
km

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000 (地図画像) 及び数値地図25000 (地図画像) を複製したものである。(承認番号 平29情復、第588号)」